公益財団法人生協総合研究所役員等報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、公益財団法人生協総合研究所（以下「当研究所」という。）定款第 16 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この規程において、用語の定義は次の通りとする。

⑴　評議員とは定款第13条に定める評議員をいう。ただし、評議員は、すべて非常勤とする。

⑵　役員とは、定款第 28 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。

⑶　常勤役員とは、この法人を主たる勤務先とし、かつ、週3日以上法人の業務に従事する役員をいう。

⑷　非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

⑸　報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当てをいう。

（報酬等の種類及び通勤手当）

第3条　役員等に対する報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

2　前項にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬は支給しない。

3　第 1 項に定める役員等の報酬は、第 4 条第 1 項から第 3 項に定める基準によることとし、不当に高額なものであってはならない。

4　第 1 項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬等の決定基準）

第4条　評議員の報酬は、定款第 16 条第 1 項において定められた年額の総額の範囲内において別表1に定める額とする。

2　理事の報酬等は、評議員会の決議によって定められた理事報酬の年額の総額（常勤理事及び非常勤理事の報酬等の年額の総額）の範囲内において、その職務、資格、常勤・非常勤の別等を勘案して、理事会で決定するものとする。ただし、第 3 条第 1 項に定める常勤役員の本給は、別表2に定める額の範囲内とし、非常勤理事の手当は別表3に定める額とする。

3　監事の報酬等は、評議員会の決議によって定められた年額の報酬の総額の範囲内において、監事の協議によって決定するものとする。

（通勤手当）

第5条　通勤手当を支給する場合には、当研究所職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定める通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2　通勤手当の月額は、職員給与規程に則るものとし、原則として通勤に利用する交通機関の運賃とする。

3　前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受けるものの例に準ずるものとする。

（特別手当）

第6条　特別手当は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給するものとし、その額は第 4 条第 2 項に規定する年額の総額に含むものとする。

（退職手当等）

第7条　退職した役員等には、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

2　この規程に定めのない手当は支給しない。

（報酬等の支払方法）

第8条　役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2　前項にかかわらず、役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金口座への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬等の支給日）

第9条　常勤役員の報酬（特別手当を除く。）の支給日は、その月の月額の全額を毎月 25 日に支給することを原則とし、その支給日が休日に当たるとき等を含めて当研究所の職員給与規程を準用する。非常勤の役員等については理事会への出席等の都度支給する。

（改廃）

第 10 条　この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の決議による。

附　則

1　この規程は、公益財団法人生協総合研究所の設立の登記があった日から施行する。

2　この規程は、2011年4月1日から施行する。

3　2015 年 6 月 19 日改定